

会計局

平成 29 年度当初予算主要事業概要 (会計局)

上段 平成 29 年度財務部長内示額
 中段 平成 29 年度知事復活要求額
 下段 平成 28 年度当初予算額

(一般会計)

事業名	29 概内示額 29 復活要求額 (28 当初予算額)	摘要
手数料収納方法改革事業	40 万円 － (0)	大阪府証紙の廃止に向けた手数料のコンビニ収納の準備経費 債務負担行為 (H29～34 : 3,600 万円) 〔コンビニ収納に係るシステム開発や今後 6 年間の収納代行業務委託費〕

復活要求がない場合、金額は「－」で記載。

平成29年2月定例府議会提出予定議案（予算案を除く）の概要

会計局

条例案（1件）

件名	概要	所管局課
大阪府証紙徴収条例廃止の件	手数料の徴収について、証紙による収入の方法を廃止する。 施行日：平成30年10月1日ほか	会計局

※ 概要は会計局事項のみ記載

大阪府証紙徴収条例廃止の件（案）

～ 府民目線による手数料納付へ ～

会計局

1 条例廃止の趣旨

本府では、昭和39年に施行した証紙徴収条例の規定により、別途指定するものを除いて、手数料は証紙で徴収する旨を規定し、手数料収入額の8割超（約100億円）を証紙で収入している。

条例制定当時に比べて情報化等も進展する中、府民の利便性の向上や府の事務の効率化を図るため、同条例を廃止して各種手数料の納付方法を証紙によらないものに改める。

2 申請者（府民等）の手数料の納付方法

証紙で納付	
証紙の 購入 方法	証紙売りさばき所で購入
	金融機関（一部）窓口で購入
	府の窓口で購入
	郵送で購入（現金書留で請求）
現金で納付	
	金融機関の窓口で納付
	府の窓口で納付
	クレジットカードで納付



現金で納付	
	府が委託した窓口等で納付
	金融機関の窓口で納付
	府の窓口で納付
	コンビニ店舗で納付 【新規】
	クレジットカードで納付

- どの方法を採用するかは、手数料徴収事務を所管する各部局が指定する。
- コンビニ納付の利用は、申請者の選択による。
（府手数料のほか、コンビニ等への取扱料が必要）

3 期待される主な効果

- (1) 納付方法の多様化 ① 手数料の徴収方法について、証紙によらないこととし、コンビニ納付やクレジットカード納付等を含めて、納付方法の多様化を図る。
- (2) サービスの改善 ② 証紙の購入や申請書に貼りつける手間を解消する。
③ コンビニ収納の実施により、手数料納付窓口の拡充を図る。
- (3) 事務の効率化 ④ 職員が証紙を直売している窓口での証紙の出納管理事務を解消する。
⑤ レジスター等の導入により、会計事務や統計事務の簡素効率化を図る。

4 主なスケジュール

主な項目	H28	H29	H30	H31以降
証紙徴収条例の廃止条例	2月議会◆	～周知期間、準備期間	～	施行(10/1)
証紙の販売	→			
証紙によらない方法で納付	→			
経過措置（証紙でも納付可）	→			

※ H36.3までは、未使用の証紙の払戻しに対応する。